

②景観配慮事項

ア 建築物、工作物の新築（新設）、増築、改築、移転、外観の変更

項目	基準
垣柵等	<input type="checkbox"/> 垣柵を設ける場合、生け垣の設置、木材や石材の活用、ネットフェンス前面の植栽、自然物の材質を模したブロック積みなどが望ましい。※
屋外照明	<input type="checkbox"/> 屋外照明を設置する場合は、ネオンなどの激しい動光を伴う照明の使用を控え、できるだけ暖かみのあるあかりを使用する。 <input type="checkbox"/> 狩野川沿いでは、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他工作物又は物件の外観について行う照明を使用しない。
緑化	<input type="checkbox"/> 修善寺駅及び駅西広場周辺、店舗などの多くの人が集まる施設では、主要な出入口に樹木、植木鉢、フラワーポットなどを設置し、おもてなしの雰囲気や季節感の演出に努める。 <input type="checkbox"/> 道路などの公共空間に面する場所の緑化に努める。※
屋外広告物	<input type="checkbox"/> 建築物の壁面に自家広告物以外の屋外広告物を設置しないよう努める。※ <input type="checkbox"/> 野立て看板、突出看板の設置を避け、できるだけ、集約化・小規模化に努める。 <input type="checkbox"/> 屋外広告物の高さ、形態、色彩、意匠は、建築物、周辺の景観と調和したものとする。 <input type="checkbox"/> 建築物の屋上に屋外広告物を設置しない。 <input type="checkbox"/> 建築物の壁面に屋外広告物を設置する場合、表示面積は当該壁面面積の5%以内とする。 <input type="checkbox"/> 河川景観軸に向けて屋外広告物を設置しない。 <input type="checkbox"/> 敷地内に設置する独立の屋外広告物について、地上からの高さは3m以内とする。（但し、建築物の0.5m以内に設置されるものは建築物の壁面に設置されるものみならず。） <input type="checkbox"/> 屋外広告物の地の色彩は、全体で3色以内となるよう努める。

注1) ※の記載のある基準は、市内全域において大規模建築物等に適用される基準と同等のものです。

注2) 狩野川ゾーン、沿道ゾーン以外は、伊豆市景観計画における「まちなかゾーン」の基準に準じる。

注3) 河川景観軸とは、伊豆市景観まちづくり計画に記載する「狩野川」と「大見川」を表す。